

平成27年

島本町議会 11月臨時会議 会議録

平成27年11月 5日 開議

平成27年11月 5日 散会

平成27年11月 5日 (第1号)

平成27年島本町議会11月臨時会議会議録目次

第 1 号 (11月 5 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○行政報告	3
○第68号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第4号)	4
○散会の宣告	27
※付議事件の議決結果	30

島本町議会 11月臨時会議 会議録（第1号）

年 月 日 平成27年11月5日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	教育長	岡本 克己
総合政策 部 長	由岐 英	総務部長	柴山 則文	健康福祉 部 長	岡本 泰三
都市創造 部 長	水木 正也	上下水道 部 長	今中 良昌	消 防 長	近藤 治彦
教育こども 部 長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美	教育こども部 教育総務 課 長	島村 博之
教育こども部 教育総務課 主 幹	宮里 孝弘				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	猪倉 悟	書 記	村田 健一	書 記	小東 義明
------	------	-----	-------	-----	-------

議事日程第1号

平成27年11月5日(木)午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第68号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第4号)

追加議事日程

行政報告

(午後 1 時 3 0 分 開議)

伊集院議長 皆さん、こんにちは。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。議案審議のため、「地方自治法」第 102 条の 2 第 7 項及び会議規則第 10 条第 3 項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより平成 27 年島本町議会 11 月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

上下水道部長 平成 27 年 10 月 1 日に開催されました平成 27 年島本町議会定例会議におきまして、第 13 号認定 平成 26 年度島本町水道事業決算の認定における外村議員の討論の際に、水道事業の時効につきまして「2 年」との発言に対して、会議の休憩中に、私が「5 年」の誤りと指摘したことにより、外村議員は発言を訂正されました。

しかし、会議の閉会後に改めて確認しましたところ、「2 年」が正しかったことがわかりました。私の勘違いと、その時点で十分な確認を怠ったことにより、外村議員に大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。今後は、このようなことにならないよう慎重に対応してまいりますので、何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 よろしく願いいたします。

それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7 番 岡田議員及び 12 番 野村議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

執行部から、行政報告を行いたい旨の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、これより行政報告に入ります。

教育長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

岡本教育長 (登壇) それでは、昨日、議長宛てにご報告をさせていただいた町立第二中

学校の講師がひき逃げの疑いで向日町警察署に逮捕された事案について、行政報告をさせていただきます。

本事案は、11月3日午前0時10分頃、向日市鶏冠井町の国道171号で、81歳の女性がタクシーにはねられ、その後、講師が運転する乗用車はその女性をはね、そのまま逃走し、逮捕されるに至ったものでございます。

なお、車にはねられた女性の方は、搬送先の病院で亡くなられております。

教育委員会といたしましては、亡くなられたご本人はもとより、ご遺族の皆様には改めて深くお詫び申し上げますとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

事故の詳細につきましては、現在捜査中とのことで明らかにされておりませんが、今後、警察とも連絡を取りながら、本人への面会も予定しておりますので、追ってご報告させていただきます。

次に、この講師は、現在、常勤講師として2年生の社会科を担当しているほか、バレーボール部の顧問をしておりますが、授業やクラブ活動に関しましては、校内体制を見直し適切に対応してまいります。

また、生徒・保護者への対応につきましては、昨日、朝に全校集会を行い、生徒への本事案の説明と謝罪について、学校長より行ったところでございます。保護者に対しましては、昨日、文書で、事案の概要と、本日午後6時半から保護者説明会を保護者対象に行う旨の連絡をさせていただきました。さらに、生徒の心のケアといたしまして、大阪府教育委員会からカウンセラーの派遣をいただくことや、町のスクールカウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーによる対応を考えております。

これらの対応につきましては、昨日、臨時校長会を開催し、本事案の報告と、今後の対応について情報を共有するとともに、職員に対し綱紀の保持について徹底するよう指示したところでございます。今後は、警察の捜査を見守りつつ、大阪府教育委員会と連携し、学校を支援してまいりたいと考えております。

最後に、改めて、亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族及び関係各位、また町議会議員の皆様をはじめ住民の皆様方には多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことに深くお詫び申し上げ、行政報告を終わらせていただきます。

伊集院議長 以上で、行政報告を終わります。

日程第2、第68号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第68号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

議案書の68の1ページを、お開き願います。

今回の補正予算は、第一中学校耐震補強等事業にかかる予算の増額及び繰越明許費の

設定が主な内容でございます。

第一中学校耐震補強等事業につきましては、平成 27 年度から 2 ヶ年の計画で進めており、現在、本年 12 月 21 日までの工期で第 1 期工事を実施しております。第 2 期工事につきましては平成 28 年度に計画をしておりましたが、国庫補助において、平成 27 年度中に予算措置して着工し、繰り越して平成 28 年度に竣工となっても国庫補助の嵩上げ対象となること、また耐震補強工事にあわせまして実施いたします、中学校給食に関連する工事につきましても前倒しをして実施できることにより、当該工事の竣工から給食実施までの準備期間が十分確保できるなどの理由から、今回、補正予算をお願いするものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

68 の 1 ページの第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 5,067 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 123 億 6,361 万 8 千円とするもので、款・項別の内容は、68 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第 2 条の繰越明許費の設定につきましては、68 の 5 ページの「第 2 表 繰越明許費」にお示しさせていただいておりますとおり、第一中学校の耐震補強等事業について、第 2 期工事を本年度中に着手し、翌年度の早い時期に竣工したいため、「地方自治法」第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費を設定させていただくものでございます。

第 3 条の地方債の補正につきましては、68 の 6 ページの「第 3 表 地方債補正」にお示ししておりますとおり、第一中学校耐震補強等事業の財源でございます学校教育施設等整備事業債の起債限度額を補正するものでございます。

続きまして補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

68 の 9 ページの「歳入」でございます。

第 14 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 5 目 教育費国庫補助金 6,168 万 3 千円の増額についてでございます。これにつきましては、第一中学校耐震補強等工事にかかる財源でございます。

なお、今回の補正予算によりまして、通常の補助率 3 分の 1 から嵩上げの補助率 3 分の 2 が確保できるものでございます。

第 18 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 1 目 公共施設整備積立基金繰入金 6,229 万 1 千円の増額についてでございます。これにつきましては、歳出における財源補てんとして繰り入れさせていただくものでございます。

第 20 款 町債、第 1 項 町債、第 4 目 教育債 3 億 2,670 万円の増額につきましては、第一中学校耐震補強等事業にかかる財源でございます。

なお、これらの町債のうち 2 億 1,660 万円は、後年度に発生する元利償還金の 70% から 80% が、普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

続きまして、68の10ページからの「歳出」でございます。

第9款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費4億5,067万4千円の増額のうち、第13節 委託料1,382万4千円の増額につきましては、第2期工事にかかる工事監理業務委託の増額でございます。第14節 使用料及び賃借料1億766万6千円の増額につきましては、第2期工事に伴いまして、仮設校舎のリース代金を増額するものでございます。

なお、内容につきましては、議案書に添付させていただいております参考資料——裏面のほう、後ろのほうにございます——2ページのところでカラーの図面を付けさせていただいております。この緑の部分が第1期工事で使っている仮設校舎でございますが、これに加えまして新たに黄色の部分、仮設校舎2と渡り廊下を加えたものにかかる賃借料でございます。

それから、予算書のほうに戻っていただきまして、第15節 工事請負費3億2,918万4千円の増額につきましては、第2期工事にかかる工事請負費の増額でございます。

この主な工事の内容でございますが、まず、耐震補強工事といたしまして、①点目、校舎屋上の塔屋の減築、②点目、校舎4階部分の美術室半分の減築、③点目、トイレ及び廊下部分の減築、④点目、校舎の2階から4階にありますベランダの一部撤去、⑤点目、鉄骨ブレース及び耐震壁の設置でございます。また、その他の工事といたしましては、①点目、屋上防水及び外壁塗装、②点目、中学校給食実施に伴うエレベーター棟の設置、③点目、配膳室の整備、以上を予定しております。

なお、詳細な経費の内訳等につきましては、12月の定例会議で契約同意の議案を提案させていただき予定でございますので、その際に改めて、詳細をご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

戸田議員 資料添付、それから資料のご提出、事前の説明等、ありがとうございました。

2点、大きく質問したい、確認したいと思っているんですが、一つは歳入について、主に基金のこと。もう一つは、給食に関わる配膳室のことです。

まず、歳入について、確認させていただきます。

1点、財政調整基金を使われなかった、今回は活用せずに公共施設整備積立基金を繰り入れられた。このことについての説明と、財政調整基金は予算ベースで言うと、この補正後、残高はどれぐらいになるのですか、ということが一つ。それと、歳入については国庫支出金・学校施設整備費補助金、それから町債・学校教育施設等整備事業債、さ

らに繰入金として公共施設整備積立基金繰入金、この三つがあるわけなんですけれども、それぞれの算定根拠の詳細な説明を求めたいと思います。

それから、配膳室です。2階・3階、それぞれに設ける計画と認識しています。これについては、ちょっと懸念している部分がありまして、セキュリティの面から十分に検討されてのことですか。他市で搬入の状況、配膳の状況を見学させていただいたとき、配送業者が配膳室に常時待機しておられました。2名体制で、決して無人になることがないように、目視をされていました。この点、二つに配膳室を分けられるということ、常時、人を貼り付かせておくということを、どのように対応されるのか、確認しておきたいと思います。

以上です。

総務部長 まず、基金についてでございます。

基金のうち、財政調整基金を今回、なぜ使わなかったのかというご質問なんですが、財政調整基金は、当初予算で7億円の基金の繰り入れの予算を組みまして、その後、3号補正ぐらいまで、さらにまた1億を超える金額を繰り入れの予算を可決いただいてまして、最終的には、予算ベースでは残として8億円ぐらいしか残らないというふうな、これは理論的な計算なんですけど、なってしまう。一方、公共施設はまだ、財政調整基金と比べて余裕が若干見られますので、そちらを今回取り崩させていただいたというのがありますし、決算上、財政調整基金を繰り入れますと、実質単年度収支が悪くなるという部分、背景にはございます。

それと、今回、大規模な工事になりますので、基本的に公共施設整備積立基金は、いわゆる工事の一般財源を補うという部分の、もともとのそういう性質がございましたので、今回、そちらのほうを優先的に取り崩させていただいたということでございます。

それから、基金繰り入れ後の予算ベースでございますが、残高ということでございますが、先ほど財政調整基金のというふうに言われたんですが、たぶん、ご質問は公共施設整備積立基金の繰り入れ後の残高ということよろしいかと思うんですけども、あくまでもこれは予算ベースでございます。今回の補正予算にあげさせていただいている金額を繰り入れた後でございますが、予算ベースでは約10億円の残という形になります。

それからあと、それぞれの財源の積算根拠ということなんですが、まず、国庫補助につきましては補助単価というのが決まっております、1㎡当たり2万8,700円という金額がございまして、それとあと、補助対象の面積というのも一定決められてまして、3,192㎡というふうな形で決められてまして、その二つを掛けまして補助率3分の2という形で掛けるのと、若干、事務費が1%ほどつきますので、そういった計算になってます。

それから、起債のほうでございますが、起債のほうは非常に複雑でございます、実際はこの予算書で申し上げますと、68の6の「地方債補正」というところで増額をさせていただいている金額が約3億2,670万というふうにあるんですけども、起債の中身は、

国庫補助の残りと言いますか、残りの部分を補う起債、それから国庫補助対象外で耐震の部分という部分があるんですが、その部分の起債。それから耐震以外の部分、今回、外壁塗装とか、先ほどご説明させていただいた給食の部分とか、あの辺は耐震とは違いますので、そういった部分の三つの起債のブロックに別れてます。それぞれ充当率が異なっていて、先ほど申し上げました耐震の部分については充当率 100%、それから耐震以外の部分については充当率 75%というふうな計算でやっております。簡単に言いますと、そういう形で構成をしているということでございます。

以上です。

(午後 1 時 50 分 田中議員退席 同 1 時 51 分 田中議員出席)

教育総務課長 配膳室のセキュリティについてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、セキュリティにつきましては、我々もしっかりとセキュリティ管理、鍵がかからない状態で誰もいない状態であれば、例えば異物の混入であったりとかということが懸念されるのではないかという認識をしております。常時の配置につきましては、我々も現場の要望も踏まえまして、2階・3階と配膳室は分かれるんですけども、常時配置については、ひとつ検討は今後させていただきたいと考えております。

その中で、今回、親子方式で、第二中学校で作った給食を第一中学校に運ぶ形を取らせていただくんですが、他市では親のほうで、作った学校のほうから搬送するんですけども、搬送する中で、親のほうから配膳員さんが乗って、そのまま子のほうの学校、今回言えば第一中学校のほうに来て、そのまま配膳室に入るという形も聞いておりますので、より安全・安心面を一つの大きな課題として、効率的・効果的なやり方で、今後考えていきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 財政については、公共施設整備積立基金の残高が今回の補正後どうなるかというのは、2点目で質問しておきたかったことなんですが、10億円ということでした。それから、財政調整基金に関しては、平成26年度末では13億9千万ぐらいあったと認識しているんですが、ご答弁いただいたように、すでに9月までで可決した分を考えると、現在ではもう8億円になっていると。

このことを踏まえたうえで質問したいのですが、さらに質問すると、平成26年度中に公共施設整備積立基金を使って、取り崩して、幾つかの事業をされています。これについて、大まかでいいので、その事業内容と金額を大きくお示しください。また、平成27年度当初予算で2億7千万以上、この公共施設整備積立基金を計上しているわけなんですが、今後の生涯学習施設等、様々な公共施設のあり方を考えると、この基金の使い方というのは非常に大事に思っておりますので、平成26年度の状況、平成27年度の見込み、予算計上の積算見込み、この点について、ご説明いただきたいと思います。そのうえで、3点目の質問に移りたいと思います。

配膳室については、おっしゃるとおり異物混入の懸念をしております。ここの部分のリスク管理が非常に重要であり、工事のあり方が大切です。万一、事故が起こった場合にも、検証が必要になる場合、搬入経路が複雑であると検証がしにくいということもございます。生徒が教室から給食を取りに来るまで、業者に責任の所在がしっかりとあるのか、あるいは学校側で、教師の方が対応するのか。ここを明確にしておく必要があると思います。

先ほど、配送業者が持ってきて、親、二中から乗ってきて、そこで配膳室に止まられるというのは、視察した中学校でもそうだったんですが、現状の学校側においてマンパワーは期待できかねると思いますので、業者に常時いただく。そうしますとね、2カ所に配膳室を分けると、その分、コストというか、人がたくさん要るわけです。それはすなわち委託料に関わってくるのではないかと。そうなれば、配膳室は1カ所にまとめておくというのが合理的ではないかと思いますが、この点については検討されましたでしょうか。1カ所にまとめることはできないのですか、ということを質問いたします。

以上です。

総務部長 それでは、公共施設整備積立基金の繰入の関係のご質問でございます。26年度の事業に対して、どんな事業に充てたかというご質問ですが、ごく簡単にご説明させていただきます。

四つの事業に充てておりまして、防災行政無線事業の一般財源に充てています。それからあと、清掃工場の改修の部分に一部充てています。それからあと道路維持の関係に充てております。それと最後に、第四小学校の公共下水道の切り替え工事、これに決算ベースで充てております。

それから、27年度の当初予算でございますが、27年度では当初予算では2億7千万の基金の繰入をしておるんですが、これの充当先といたしましては、ふれあいセンターの受信機というのがありますが、その工事。それとあと住民ホールの解体撤去の今年度分の支払いがございますので、それに充てております。それとあと清掃工場、26年度と27年度で大きな工事をしているんですが、そちらのほうの一般財源に充てております。それと中学校給食、今回、中学校給食の二中のほうで工事をいたしました。そちらのほうの工事をしております一般財源に充てております。それとあと小学校の耐震補強工事の一般財源、一小・二小・四小と、そちらのほうの一般財源の一部に充てております。27年度当初につきましては、以上でございます。

それから、今後の見込みなんですが、後半、12月議会とかに大きな建設事業とか、そういうものが、もしあるようであれば検討の課題になってくるんですけども、ちょっとまだ後半、12月にどういうものが出てくるかというのがわかりませんので、現時点でお答えすることはできません。

以上でございます。

教育総務課長 配膳室につきましての、2カ所を1カ所にした場合の検討をしたかどうかなんですが、1カ所にまとめることにつきましては、当初、この春から検討はさせていただいております。その中身につきましては、中学校1階部分に配膳室を、今の2階・3階部分を合わせた広さの部分を確認させていただこうということで検討させていただいたんですが、どうしてもスペースがなかなか取れないというところと、今回、耐震の工事をさせていただきますので、どうしても耐震壁の部分が影響して壁が壊せない部分がありましたので、その中で2階・3階に移させていただく。

コストの面につきましては、議員のご指摘の、1階であれば1人配置してということも、1カ所であれば1人ということも確かにないことはないんですが、広いスペースを取りますと、他市でもあるんですが、2人配置して、どうしても混雑を緩和するような形を取るということもございますので、その面のコスト比較が、単純にはちょっとできていないのかなと思います。

あと、2階・3階に置かせていただいたもう一つの理由につきましては、現場のほうから、1階まで取りに行くと、2階、3階、4階と運ぶ中で、どうしても時間がかかるということと、小学校と違いまして、中学校の場合は45分間で給食を終えないといけないという事情がございましたので、その辺のメリットも勘案しまして、今回、2階・3階に設置という形になった状況でございます。

以上でございます。

伊集院議長 4号補正におきまして、他に質疑ございませんか。

戸田議員 詳しく、金額までは良かったんですけども、どのようなことにこの基金を活用したかということ、ご説明いただきました。

なぜ、このようなことを訊くかということ、公共施設を新たに造る場合、家庭の住宅等で考えると、例えば住宅を購入するとき、建て替えるときのローンの頭金のような役割として事前にしっかり積み立てるといって、そういうイメージを少なくとも私は持っていましたし、そのように認識していたと思っています。しかし、現状は厳しく、どちらかという、財政が厳しくなっている今、調整的な役割を担いながら基金を取り崩しているという状況がよくわかりました。また財政調整基金も、この1年でずいぶん減っています。従って、公共施設の今後のあり方を考えるにあたって、厳しい状況だなということがご答弁でわかったのですが、これに関しては今後の課題というか、認識しておかなければならないこととして、いったん受けとめ、そして今回、約6千万を使われるということに大きく疑義があるわけではありません。

配膳室です。配膳室に関しましては、当初1カ所にまとめられるという、1階に造る予定であったということ、そして安全面も今後検討していく。さらに中学は授業への影響、昼休みの間に給食を終えて、そして後半の授業やクラブ活動に影響がしないというスケジュールも大変重要になるということは認識しているつもりです。二つに分けられる。

仮にそうなれば、しっかりと業者との契約上、仕様書で責任の所在が業者側にあるということを明示して要求しておく必要があるかと思いますが、この点はしっかり認識しておられますか。

また、費用面とランニングコストを考えると、もう一度、2階に例えば造れないのかとか、新たな目で再検討されたうえで、12月の工事請負契約の同意の議案をあげていただくよう、これは要望として再検討を求めておきます。

以上です。質問としては、仕様書等でちゃんと明示されますか、という点です。

伊集院議長 本日は工事予算費なので、その範疇でよろしく願いいたします。

教育子ども部長 中学校給食につきましては、今、ご質問もございましたように、業者との責任の所在というのはきちりと、やっぱりやっておく必要がありますので、仕様書のほうできっちり明記をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

外村議員 2点ほど、質問します。

今回、4億5千万って大変大きな数字でございまして、三つの、工事監理と仮設校舎の賃借料と耐震の工事ということで分かれているんですけども、内訳書を資料請求しましたが、黒塗りでよくわからなくて、要求した意図が伝わらないんですけども。

発注の仕方、見積もり、第2期となっておりますので、第1期やっているところに随契にされるのか、どういう発注の仕方をされるのかというのが1点と、もう1点は仮設校舎の賃借料ですね。これ、1期は277万5千円と、月。今度は一挙に1,100万ということになる。校舎の構造が大きく違うのか、容積が5倍ぐらいになるのか、ようわかりませんが、この絵で見たら、そんなに変わらない。なぜ、こんなに高くなるのかというのが、私ら素人にわかるように説明していただきたいというのが質問です。

以上です。

教育子ども部長 発注の仕方につきましては、まだ、現時点では確定はしておりませんが、より町にとって有利な方法で発注をしていきたいというふうに思っていますので、現時点で入札にするのか随契にするのかということについては決定しておりませんが、よろしく願いいたします。

それと、仮設校舎の件でございまして、1期分につきましては、延べ床面積で言いますと860平米の床面積でございまして、2期分につきましては、延べ床面積が1,780平米というふうになってます。約、倍ということ。それと、2期工事については1期分の仮設校舎と、それから今回新たに設置する分と合わせての支払いになるということで、当初、契約をした際に、資料請求でもいただきましたけども、28年度分ということで月々の支払い額を、当初に業者のほうと契約を結んだということでございまして、まず、面積が違うということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

外村議員 私は1期工事との関連性もあるかと思って、2期工事なら、新たな業者も入れての入札というのはなかなか難しいのかなと思っていたんでお訊きしたんですけど、今、お聞きすると、入札にするか随契にするかは町にとって一番いい方法とおっしゃっているんで、それをするなら、入札にさせていただきたいというのが1点と、それができるんですかということが1点と、平米数が倍ぐらいですね。平米数が倍になって、なんで、3倍ぐらいになるというのは、ちょっと一般的にわかりにくいです。これは、仮設校舎については別に1期工事の会社と同じところじゃなくてもいいと思うんで、これは入札に、できたらしてもらいたいと思うのが希望と質問ですけども、その二つ、もう一度、教えてください。

教育こども部長 発注につきましては、先ほどご答弁を申し上げたとおりなんですけども、実は今、1期工事ですら工事やっておりますので、重機とかが入る進入路ですね、そういった箇所については、一定、2期工事でも使用できる部分がございますので、そういったことを考えていくと、入札するのがいいのか、随意契約でやるのがいいのかということで、その辺でちょっと経費が、どちらが得なのかということで今、検討をしているところで、ご理解いただきたいと思っております。

それと、仮設校舎のリースにつきましては、1期工事・2期工事ともに、すでに同じ業者で一括した契約をしております。2期工事ですらリース業者が代わるということはございません。これは平成26年度の12月の議会だったと思うんですが、債務負担行為を取りまして、一括で契約を結んで、資料請求いただきましたように、内訳がこういう形で1期・2期あわせて約1億3千万ほどのリース料になっているということでございますので、業者は、これから契約するわけではないということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

田中議員 今回の議案、一中の13棟の耐震、これが主な工事であって、私もこの工事を前倒しすることについては歓迎する一人です。

その背景には、文科省のほうから、早く工事をやりなさいという要請があったと思うんですけども、文科省が平成27年6月2日に報道発表して、「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」という、こういうレポートをホームページに発表しています。ちょっと読みますとね、「文部科学省では、このたび公立学校施設の校舎等の耐震改修状況及び非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況の平成27年度調査結果（平成27年4月1日現在）を取りまとめましたので、公表いたします。」と。次に「また、今回の調査結果を踏まえ、本日、文部科学大臣から校舎等の耐震化が遅れている地方公共団体に対し、耐震化の加速に関する書簡を发出いたしましたので、併せてお知らせいたします。」、この書簡、本町にも届いておりますでしょうか。「耐震化加速に関する書簡」と

というのは、文科省から本町へ何回届きました。また、文面がありましたら、簡単でいいですから、紹介していただければありがたいと思います。

それから、もう一つ、同じ文科省の報道発表の中で別添1、そういうものがありまして、これは「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について（平成27年4月1日現在）」のものですけど、まず、調査結果のポイントとして、「公立小・中学校の構造体の耐震化状況は95.6%となり、前年度から3.1%上昇」したと、また「全国の3分の2の設置者が耐震化を完了した」、ここまで進んでいるわけですね。それに対して、「耐震対策が未実施の建物は5,212棟残っており、そのうち814棟がIs値0.3未満の建物」、次に大事なことが書いてありますが、「震度6以上の地震に対し、倒壊または倒壊する危険性が高い建物である」と記述されております。

この中の1棟、814棟の中の1棟が、本日、議案として上程されている一中13棟も含まれていると思いますが、この13棟のIs値は幾らですか。そのIs値では、どの程度の震度で「倒壊または倒壊の可能性が高い」と考えておられますか。また、その他に島本の公立小・中学校でIs値が0.3未満のものは、ほかにはありませんか。これ、二つ目の質問です。

それから、全国の市町村の中では、本町は耐震化が遅れていると言われていたとしても、全国1,780の設置者のうち何番目になるか、お答えください。

以上です。

教育こども部長 まず、1点目の国、文部科学省からの耐震改修に関する結果の、ホームページに載っていた部分ということでのご紹介がございました。

本町にも文部科学大臣から、書簡というのは2回、届いております。内容といたしましては、当然、1日も早く耐震工事を完了させてください、という内容でございます。その中でも、文部科学省としては耐震化への取り組みを支援していくという内容が書かれております。この「支援していく」という意味については、国庫補助金の嵩上げ部分というふうに我々も理解をしておりますので、これまで、できるだけ平成27年度末までにすべて完了したいということで、いろいろ検討をしてきた結果、まだ完了していないという状況はあるんですが、この書簡を踏まえて対応は進めてきたということで、ご理解をいただきたいと思います。

現在の第一中学校の13棟のIs値ですけれども、0.073です。これは先ほどご紹介ありました0.3未満の建物ですので、当然、震度6強の地震が起きれば倒壊のおそれがあるという建物でございますので、一刻も早い改修が必要だというふうに認識をしております。

また、これ以外に、まだ第三小学校の校舎の耐震ができておりません。第三小学校につきましても、一番弱いところで0.07という、第一中学校の13棟と変わらない建物がございますので、そういった部分についても早期に対応したいということで、現在、パ

ブリックコメントも終えまして、三小の基本構想のほうも方向性を早期に決定をしていきたいと思っております。

全国の耐震化の順位でございますが、平成 27 年の 4 月 1 日現在で言いますと、ワースト 17 という、ほんとに不本意な順位になっております。

以上でございます。

田中議員 ご回答、ありがとうございました。

一つは、やっぱり、ここで注目したいのは、お答えにはなってませんが、Is 値が 0.07 ですか、第一中学校の 13 棟ですね。それに似たようなものが小学校にもあると。そのときに、先ほど倒壊の危険性があるというのは、震度 6 以上の地震に対して倒壊または倒壊する危険性が高い。Is 値が 0.3 ですね。0.07 なんていうのは、震度幾らまで保つんですか。そのあたりの検討はなさったことがありますか。

それともう一つは、例えば住民ホール、アスベストの問題がありますよね。例えば、平成 23 年度で茨木の労働基準監督署からアスベストの改善措置を取るよう指導を受けているんですよ。そのときは、なんと、アスベストが全面除去できないことから、やむなく住民ホールは使用停止、そんなジャッジをしているんですよ。懸命な、僕は措置だったと思うんですけども。例えば今、その 0.07 の Is 値に対して地震が来て、震度 6 でなくて震度 5 あたりが来て、子どもが教室にいるという中で建物が倒壊する。そうしたことを想定した、あるいはそういう事態に遭遇したときに、どんな形で子どもを避難させるとか、そういうマニュアルなんかも作っておられるんですかね……（「議案審議と違う」と呼ぶ者あり）……。

ですから、これから工事するまでの間は……（「議案と違うんじゃないかと言っている」と呼ぶ者あり）……、ちょっと黙れ……（「うるさい」と呼ぶ者あり）……。そういう点について、どんなふうにお考えになっているのか、お答えいただきたいと思えます。

教育こども部長 0.07 という Is 値があるわけですけども、最も、一番弱い箇所が 0.07 という数値ですので、建物というのは全体で支えていますので、そうかといって安全かと言われれば、0.3 未満の箇所があるわけですから、危険だということは認識をしております。そういった意味では、できるだけ早く耐震化をしなければならないというふうに認識をしておいたわけですけども、現在に至っているという状況ですので、地震はいつ来るかわかりませんので、そういったことも踏まえますと、本来であれば、この校舎の使用を禁止にして、仮設校舎でということもございます。第一中学校については、本日、予算ご可決いただきましたら、早急に取りかかってまいりたいというふうに思っておりますし、当面の間、仮設校舎も第一中学校は使いますので、その面では対応ができるかなと思っております。

ただ、第三小学校がまだ残っておりますので、そこについても早期に対応していきたい

いと思っております。

0.07 がどれぐらいの震度に耐えられるのかというような、一つひとつの細かい部分でのデータというのは、特に示されたものもないというふうに理解しておりますので、0.3 未満か以上か、というところ辺での一定の基準というのが示されているというふうに考えておりますので、確かに 0.07 というのは非常に低いというふうに認識しておりますので、早急に耐震化には取り組みたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊集院議長 第4号補正で、よろしく願いいたします。

田中議員 今の答弁聞いて、一刻も早く耐震化を進めていただきたいと思えますし、それまでの間、学校というところは子どもを預かっているわけですから、子どもの安全を第一に考えなくちゃならないと思えますので、十分ご配慮いただきたいと思えます。

以上です。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

平野議員 第一中学校の第2期工事ということで、第1期工事と同様に、先ほどの耐震性能の指標ですね、 I_s 値を 0.75 まで高めるための工事をしていただくということ、しかも、当初より3ヵ月も前倒しして行うことで、国庫補助の嵩上げも受けることができるということでしたので、そういった努力をしていただけたということについては非常に評価しています。

そのうえでお尋ねしますが、時期が、当初のスケジュールだと来年の4月から契約・着工ということだったのが、今年の1月ぐらいから着工するということになるんですけど、そのことについては学校運営上というか、その点、例えば受験を控えた3年生もいますのでね。そういったことでの学校運営には大きな支障がないのかどうか、その辺の協議をきちんとされているかどうかということ、1点目、お尋ねしたいと思います。

それから2点目として、先ほどの財源の問題なんですけれどね。先ほどは、できるだけ基金を、基金を取り崩すということについての質問があったわけですけど、私はどちらかという、町債を増やすということについては少し慎重でなければならないのかなというふうに思っているんですね。ですから、公共施設整備積立基金がまだ10億円という余裕があるならば、基金をもう1億円でも繰り入れて、この町債を減らすほうが後年度の負担にはならないのではないかと考えているんですけど、その点は、どのようにお考えでしょうか。

それから、先ほど、この第2期工事についての契約方法は指名競争入札にするのか、随意契約にするのか、まだ確定していないということですけどね。少し、理由は先ほど述べられたところなんですけれど、それは2期工事を競争入札にしても支障はない、いわゆる技術的な支障はないというふうに考えているんですけど、その点はどうですか。コスト的には先ほどおっしゃったことは、進入路がまた同じ進入路、今の1期工事が使

っている進入路を使えるから、経費的には少し抑えられるというようなことだったんですけど、別に2期工事を競争入札にして、別の業者が請け負っても技術的には問題ないというふうに思いますけど、その点はどうでしょうか。

それから、見積書を資料請求された、外村さんが資料請求された見積書を見せてもらいました。一つは監理業務、それから工事請負についての見積書ですけど、9月の決算議会のときもご指摘しているところなんですけどね。町の予算編成基本方針によりますと、「必ず積算において2者見積書を要するもの」というふうにありますので、そういったことに従えば、当然、過大な予算とならないためにも見積もりは複数取っていただきたいというふうに申し上げていました。担当の方に確認しますと、実は2者見積もり取っているんですよ、ということだったんですね。ですから、ちょっと添付がこれ1枚だけだったので、できれば添付は、見積もりした複数者の分は付けていただきたい。ということは比較しますから、どれぐらい違うのかということ、金額は比較しておきたいので、添付はすべてしていただきたいということと、どれぐらいの金額の差があったとかいうことは、ご答弁でお願いしたいというふうに思っております。

それと、耐震工法のことですけどね、お忙しい中、現場を見せていただきました。先日、10月の30日に第1期工場の現場を見せていただきました。それで、いわゆる鉄骨ブレースというものの工法で設置されているのを見せてもらったんですけど、ずいぶん、窓からの採光とか通風とかに支障があるのではないのかというふうに素人ながら思ったわけですけども、これはやはり第2期工事と同じ工法でなさるというふうに聞いておりますが、外観、デザインとかいうこともいろいろ考えた結果だと思うんですけどね。耐震構造とか経費とか工期とか、いろいろな観点から考えて、この工法を採用されたということはわかりますけれども、何か採光とか通風とかの点で、もっと、よりよい方法はないのかなというふうに思いましたけど、その点は、この工法を採用されたということの理由を、再度、お尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

教育こども部長 まず、今回の工事を前倒しすることにつきまして、学校のほうとは当然協議を進めてまいりました。学校としても、1日も早く耐震化は進めて欲しいというのが願いでございますし、その中で生徒への影響という意味合いでは、今回、仮設校舎も使用して工事を進めていきますけども、できるだけ、今、第1期工事でやっております3棟の校舎を普通教室という形で使いつつ、仮設校舎のほうには特別教室を主に持っていくというような工夫もしながら、工事を進めていきたいというふうに思っておりますので、できるだけ授業に集中できるような環境を、学校のほうと協議をしてやって来たということでございます。

それから、発注に関してでございますが、入札をして別の業者になることにつきまして、技術的には特に問題はございません。ただ、先ほど申し上げましたように、経費の

部分で、1期工事で使用している部分を使える部分もありますので、その辺をどう見るかということら辺がちょっと課題になっておりますので、その点について、今、検討しているという状況でございます。

それからあと、資料請求をいただきました監理業務委託の見積書の件でございますが、資料請求の中で「委託料1,382万4千円の内訳のわかる資料」ということでございましたので、この見積書を付けさせていただいております。当然、もう1者、見積もりも取っております、そっちのほうでは金額的には1,414万8千円ですので、約30万の差はございますが、安いほうの金額を予算として、今回、計上させていただいたということでございます。

それとあと、鉄骨ブレースを内側につけるとということにつきまして、今回、13棟の工事につきましては1カ所みの鉄骨ブレースになります。あとは中の、教室の廊下側の壁を補強するという大規模な工事になるので、今回、この工事では仮設が大きく要ということなんですけども、そういったことで、13棟については1カ所だけということです。できれば、それは外のほうが良かったんですけども、以前にもご説明したように、第一中学校のコンクリートというのが非常に弱いということでございますので、外付けにしても、耐震補強によって、その強度が保てないということでございますので、内側につける。それも、できるだけ窓枠の部分につけますので、そんなに教室を極端に狭くするとかいうことにはなりませんので、その辺、全体的なことを考えたうえで、そういう工法を選定したということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

総務部長 それでは、先ほど、財源の関係で町債を増やすよりも基金の繰入をしたらどうかということでございますが、まず、議案の説明をさせていただくときに、町債のところ、今回、3億2,670万の起債をする、増額をするわけですが、そのうち2億1,660万円は交付税措置がございまして、この2億1,660万円の中の部分で、約1億5,470万円が交付税の基準財政需要額に加算されますので、大体7割ぐらいが交付税措置がある。これは借金をしないと交付税措置は来ませんので、どちらかという、その借金をして、7割ぐらいは国のほうで支援してもらえると、いうふうな部分でございまして、これは財政としても通常いたします。

それから、あと残りの1億1千万ほどというのは交付税措置はございません。ただ、交付税措置はございませんが、先ほど基金の繰入の部分で、急激に財政調整基金も減ってきているという部分もございまして、町債というのは、起債というのは、世代間の公平性という理論的な背景もあるんですが、「収支見通し」を9月の議会のときにお渡しさせていただいたと思うんですけども、やはり収支がずっと合わないというふうな状況でございまして、どちらかという、いわゆる基金はある程度保有しておいて、借金が増える形にはなりますが、25年償還を予定しているんですけども、そういった部分で、短

期的に現金がなくなるというのは非常に、あまり財政運営上、好ましくない。特に、財政のほうで思っているのは、基金の減り方がちょっと早すぎるというふうに思っていますので、むしろ交付税措置のある借金、それから、ある程度金額が大きくなると、交付税措置がなくてもレートが低いときに借りておくというのも一つの方法かなという形で、今回、そちらのほうを選ばせていただきました。

以上でございます。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時35分～午後2時50分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

平野議員 ご答弁をいただきまして、再質問をいたします。

工期が変更になったということによって、学校運営ということについては現場の先生方と十分な協議をなさっているということで、できるだけ支障のないようにということについては、調整もしていただいていると思っております。それについては、どうぞよろしくをお願いします。

それから、発注方式についてですけれど、ちょっとやはり理由についてね、進入路が使えるということ——進入路以外にもあるかも知れませんが、経費が少し減らせるということが理由のようですけれども、こういう大きな公共工事ですので、4億円を越す事業ですから、やはり公平・公正性というか、その辺についてはちゃんと担保をしないといけませんので、あらぬ疑いもかけられてはいけませんので、やっぱり原則どおり競争入札にするというのが適当ではないかというふうに思うのですが、何か、試算でもしておられるのですか。随意契約にすることによっての経費がどれぐらい削減されるかということは、一応、試算しておられるのでしたら、お示しいただきたいと思います。

そのことは、1期・2期と分けた理由というのは、理由があって別々の発注にすることにした、そもそもの理由が崩れてしまうわけですけれど、そういったことを総合的に考えましても、やはり私は競争入札が正しいやり方ではないかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

それから、見積書に関しましては、理解しました。資料請求がそのようになっていたということで、一つしか添付されなかったということは了解いたしました。実は二つ取っておられるということでしたら、もう一つ、工事請負契約のほうの金額ですね、この見積書は1枚添付されているのは、3億2,918万4千円ですので、もう一つの見積書の金額をお示しいただきたいというふうに思っております。

それから、耐震補強のブレースの工法のことですけれど、1カ所であるということで、それほど採光とか通風には支障がないということでしょうかね。でしたら、1カ所だったら余計に、今、私たちが見せていただいたのは12面ほどありましたので、ものすごく

影響があるかなと思ったんですけど、1カ所でしたら、それほどないということはおわかりですけど、1カ所でしたら余計に、何か、窓枠を囲むような工事というようなほうが、より採光・通風は遮られないのではないかなと思うんですけど、それについてはどうでしょうか。

それから、財源について理解しました。理解しましたけれども、今、国からの交付税というのは予定してたよりは、なかなか見込みどおり入らないということもありますので、その辺のちょっと心配もありましたし、さらに一般会計に占める公債費の割合が、島本町というのは他市町村と比べても非常に占める割合が多いですので、できるだけ借金はしないほうがいいのではないかなというふうに私は思っておりますので、そういった観点で問いました。でも、今の理由で大体わかりましたので、再質問はいたしません。

それから、ちょっと新たな質問になるかも知れません。減築という形での、結果的には耐震補強になると思うんですけど、それをずいぶんされますね、塔屋とか美術室の一部とか、トイレ・廊下、ベランダの撤去なども含めてですけど。そうなりますと、1期工事よりも、さらに粉塵や騒音の発生が多くなるという可能性がありますけど、その点、何か、そういう粉塵や騒音の発生が少ないような工法とか解体とか、そういうことを考えておられるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それともう1点ですけど、学校施設のシックハウス対策についてですけどね。これは、これまで耐震化工事においては質問をしてませんでしたけれども、学校環境衛生の基準にあるホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の検査について、一定、義務づけられておりますけど、その辺の流れについて、再度、確認のためにもお尋ねしておきたいと思っております。お願いします。

それと、屋上防水とか外壁改修ということで、暑さ対策の一つとして遮蔽性塗装というのを実施しているところがあるんですけど、そういったことを採用されているのかどうかということもお尋ねしたいと思います。

それから、配膳室に関わりまして、先ほど戸田議員のほうから詳しく詳細に質問がありました。学校給食衛生管理基準に基づいて、先ほどの、外部からの異物混入を防ぐためのいろいろな手立てが必要だということは基準に定められているところですけど、もう1点、この資料の検討会の記録にあります手洗い場の設置というのが求められているようですけど、これについては、この工事、今回の工事に含まれているのでしょうか。それとも別途工事をするという予定かということをお訊きしたいのと、それから残滓、残滓が出た場合の保管というのは、同じ配膳室においてなされるのかどうかということも、お訊きしておきたいと思っております。給食室そのものは衛生的な作業工程とか作業動線というのは厳しくされていると思っておりますけど、やはり配送して、親子方式で配膳するというについても、かなり厳格に、この基準に沿って行うということだと思っておりますので、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

以上です。

伊集院議長 ただいま資料の見積りの部分は、出してくださいとおっしゃいましたか。

(平野議員・自席から「口頭で答えてくださったら」と発言)

伊集院議長 先ほど答えていらっしゃいますけど。

(平野議員・自席から「それは監理業務で、工事請負金額のほうはお答えいただきましたでしょうか」と発言)

教育こども部長 まず、第一中学校の耐震等の補強工事を1期・2期に分けた理由でございますが、以前にもご答弁させていただいたかも知れませんが、国の国庫補助の嵩上げというのが平成27年度末までの完了ということで、以前は言われておりました。そういった意味で、第一中学校については27年度中にすべて完了するのは難しいということで、確実に補助金が取れる部分ということで、3棟であれば1年間で必ず完了するだろうということから、3棟を1期ということで工事をさせていただきました。13棟については減築の部分もあるので、どういったことが起きるかわかりません。もし繰り越したら、補助金が全くなしになってしまう可能性もあるということで、この二つに分けたというのが大きな理由でございます。

それからあと、工事のほうの見積りの金額でございますが、これは設計業務を前年度委託しておりますので、1社だけでございます。他の見積りはございません。

それから、工事に関わりまして、粉塵とか音の部分というのは1期工事よりも当然増えてまいりますので、その点については、業者が決まりましたら、できるだけそういったことには配慮をするということで協議をしていきたいというふうに思っております。

それからあと、シックハウスということで、環境基準に基づく環境測定ということで、一定、この工事の中でも、完了後に環境測定を実施する予定にしております。その中身としましては、毎年、学校のほうでも年2回実施をしておりますけども、環境測定という項目がございます。その中で、特に揮発性の有機化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンといった、そういう化合物の検査というのを工事完了後に行いまして、それを確認後、竣工ということで考えております。

それから、防水あるいは外壁塗装に対しての暑さ対策の部分でございますが、その部分につきましては、他の学校も含めまして、特にそういった部分での特殊な塗料を使うとかいうことについては考えておりません。

あと、給食に関する部分については、課長のほうからご答弁を申し上げます。

教育総務課長 まず、手洗い場の減築についてのご質問でございますが、減築部分につきましては、今回の工事で、減築された分を新たに設置という形の、工事には入ってございます。

それから、給食の残品の取り扱いなんですけど、議員のご指摘のとおり、学校給食衛生

管理基準に基づきまして、その残ったものにつきましては、もちろん、量等をこの基準に基づいて計るという規定がございますが、それに基づいて、その日のうちに処分という形になってございます。配膳室等にそのまま置きっぱなしにするということとはございませんので、答弁とさせていただきます。

平野議員 最後のほうのご答弁が、ちょっとわからなかったんですけどね。手洗い場の設置について求められているわけですけど、減築で手洗い場がなくなるということで、そしたら、今回のこの工事に、新たに手洗い場を設置するという工事は含まれていないということですか。本来はしなくてはいけないということですよ。そのようになっていると思いますので、確認させていただきたいと思います。

それから、もう1点、先ほどの契約方法の件ですけどね。何か、随意契約ですということについては、非常にいろいろとね、全然、性質は違いますけれど、例えば東大阪市の耐震工事に関わっての贈賄事件とかが、今、ニュースにもなっていますのでね。何となく、やっぱり公明・公正というんですかね、そういうふうにしていただかないといけないというふうに思っていますので、競争入札にするということのほうが、私はその疑いとかいうこともかけられないでいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、随意契約にする場合は、ほんとに随意契約でなくてはならないという明確な理由がなければできないわけですから、そのところは、できれば、ちょっと契約のほうで、きちっと助言なりをしていただかないといけないんじゃないかなと思いますけど、その点はいかがですか。ただただ経費がちょっと少なくなるから、そうしてもいい、ということでしょうか。その点、見解をお聞かせいただきたいと思います。

教育総務課長 手洗い場につきましては、今回、補正予算ご可決の後、今回の工事の予定に入っております。各階に手洗い場を設置するという予定で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育こども部長 契約の仕方につきましては、今、平野議員からございましたように、当然、透明性が必要なわけがございますので、その辺も十分考慮しつつ、外村議員のご質問でもご答弁いたしましたように、町として一番有利な方法を選択したいというふうに考えておりますので、しっかりと根拠を持った形で契約ができるように検討したいというふうに思っております。

以上です。

河野議員 私自身、議案概要の説明をいただいて、議案書をいただきまして。ですけれども、ヒアリングの際には、現在やっておられる工事業者も入札の際には参加されるということになりますね、ということはお訊きした記憶はあるんですけどね。当然、入札が前提ということで聞いておりましたので、それもあるので本日しか時間がない、今週しか本会議を持てる暇がないんじゃないかということも鑑みて、今週に本会議を開いたというふうな理解でございました。ですし、この間、議案概要ヒアリングの前後あたりから、本

日、随意契約という話が出た経緯が、ちょっと、この議会での答弁でも不透明だなと思っております。次の、随契でやってしまった後の工事請負契約の議決事件で、それは聞えませんので、これから、契約を結ぶまでの間にきっちりとそれは議論しておかないと、そこで説明は絶対に要りますのでね。今、どっちになるか、今後考えてまいりますという答弁では、本来、それはあり得ないと私は思っております。その点で、その辺の検討経過の変更とか、検討経過の流れで変更を生じたということについてもね、しっかりと答弁をしていただきたいと思えます。

ヒアリングの際には、入札を前提に、私はヒアリングをさせていただいておりましたし、そのように聞かせていただいたときに、随契もあるということは一切聞いておりませんので、よろしく願いいたします。この本会議場に来るまで、すいません、私自身は全く想定をしておりませんでした。その点は説明をいただきたい。答弁を求めます。他の会派にそういう説明をされていたんでしょうか。お願いいたします。本来、その質問は予定してなかったんです、だから、随契や入札やということでは。ですし、今から検討するような時間があるのですか、ということですね。

それから、先ほど戸田議員の質疑だったと思えます。配膳室を2階・3階に分けることによって、配膳員さんの配置が、1室に2人置かれるような他の学校の例もあるとは聞きましたけれども、やはり2階と3階に分かれることによって、管理する部分が広くなると。しかし、これについても、今回、人びとの新しい歩みの会派で請求された中学校給食実施検討委員会の資料でも、8月19日、10月6日、2回にわたって、一中・二中から再三要望としては、各配膳室の複数名の配置を求めておられるのが一中です。二中は、各階1名ずつ、様々、人員を配置して欲しいということが出ておりますので、今回のこの議決を得た後、2階と3階と分けるという前提で、それこそ事業者と入札に、仕様書も作られるわけですからね。それを判断するにあたっては、やはり配膳員さんの配置というものは視野に入れて意思決定をする必要があると思えます。こういった配膳員さんの十分な配置というのは手当てをするということは、一定、もう保障するべきではないのでしょうか。造った後で考えるということとは違うというふうに思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

あとは、財政が本当に、中学校の耐震化、この後、第三小学校の耐震化や保育所の耐震化・新設ということもありますので、さらに財政負担が島本町にもかかってくるという意味では、国においては今回、上乘せの分ですね。それを年度内に着工すれば適用するということになりましたので、その点は一定、市町村の要望や努力の結果でもあり、国においてもそういった配慮、措置をされたものと認識しております。

それに加えて、じゃ大阪府はどうだったのかということでは、大阪府に対して町村長会、町村議長会が、今回の中学校給食導入促進事業補助制度を設けて、平成で言えば28年度には実施できるようにという縛りのある中で、イニシャルコストは補助をするとい

うことですが、その後、ランニングコストについても、いろいろと要望はされておられると思います。その点についての見通しについて、現在の大阪府の回答状況について、お示してください。

あわせて、過去に総務文教常任委員会の時代に、私自身、三島市に視察に行きまして、中学校給食においては、放課後が部活動もある、部活動の指導も教職員の方は抱えておられるということも考えた際には、中学校給食導入には少人数学級、せめて35人以下ですね。そういったことが前提ですよ、ということを選んでまいりました。その点についての定数配置基準の緩和、これも大阪府にも要望されておられますが、そのことについては見通しは立てておられるのか……。

伊集院議長 そこまで行かれると、第4号補正で、よろしく願いいたします。

河野議員 今年度中に、もう回答をいただいておりますので、中学校給食する大前提であります。答弁をお願いいたします。

伊集院議長 そこまで行かれると、すいません、第4号補正の範囲内をお願いいたします。

(河野議員・自席から「歳入歳出の」と発言)

教育子ども部長 契約に関してでございますけれども、原則は入札ということだと思います。

ただ、先ほどもご答弁を申し上げておりますけれども、町として、最少の経費で最大の効果を得られる、それが最も重要なことというふうに思っております。先ほど、第1期工事で使用している仮設の部分が、第2期工事でも活用できる部分がございますので、それを最大限に活用した場合に、本当に入札が良いのか、随意契約のほうが良いのかという点については、町に最も有利な方法で、やっぱりやるべきだろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。その結論が、まだ出ておりませんので、その点については、また結論が出ましたら、12月に契約同意をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、また会派を回らせていただいて、ご説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、配膳室の件につきましては、当然、先ほども平野議員のほうからもご質問がございましたけれども、人の配置とかいう部分がございます。学校運営上、2カ所にするほうが配膳もスムーズに行くというようなことで、学校のほうと協議をしてきた結果、こういう配置を考えたということがございますので、当然、異物混入とか、そういった部分については配慮する必要がありますので、その点については十分、今後も検討して、業者のほうとも協議をしていきたいというふうに思っております。

あと、大阪府のほうの中学校給食に関する補助金でございますが、今回、ハード整備、あるいは施設整備の部分については補助金がございますけれども、今年度以降についてはそういった補助金がないので、その点については、また町村長会を通じて、補助の要望もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

河野議員 たぶん同じ答弁、契約行為については、私自身はリースのことではなく、耐震化工事のことでの話をしているつもりなんです。その辺で、12月議会に出すときにあたってはご説明をとおっしゃるんですけども、それは結果であって、はっきり言って、今、やっている業者との随意契約ですよ。ということで、随意契約という言葉が出てくると思うんです。初めてやる1期工事で随意契約ではなく、1期工事をやった後の随契であるということでは、それにあたって特別の理由がある、特別の費用対効果が見込まれるということ、ここで言うだけでいいのか、ということなんです。それを、今、懸案の段階であっても、データなどはお示ししていただく必要があると思いますので、今日の本番を迎えるにあたって随契もあり得るということ、たぶん議員としては想定はしていなかったと思うんです。それはだから例外というか、特別な事情がある場合ですから、前提にしてもらっては困ります。

伊集院議長 予算ですよ、契約同意は12月議会ですよ。

河野議員 いや、それはもう仮契約じゃないですか。議長、すいません、今ね、12月議会ですよ、議長がおっしゃったんですけども、それはもう入札をした後、あるいは随契をした後の仮契約の議決事件じゃないですか。意思決定は、この場ですよ。それをお任せするというような、私たちはそういう判断を、お任せするというような判断もあるかも知れませんが、前提としては競争入札ですよ。何か全然空気が、随契もあるんじゃないか、みたいなことになってしまっているということ自体が、ちょっと腑に落ちませんので。

特別というか、費用対効果の面でそのほうが、あとは工期の面でもこうなんだということ、はっきりとここで説明をしていただけたらいいと思ってるんですよ。だから認める・認めへんは別としてね、それぞれの議員の立場がありますけど。その辺が今、すごくあやふやな答弁しか返ってこないし、事前の説明のときには、私自身は入札の際にということ前提で質問をさせてもらってます。そのときに、随契は入ってなかったと私は思いますので、その間、いろんなやりとりがあったと思われまから、そこははっきりと透明性を確保して、説明を求めます。

同じ質問をさっきからね、実は何回もやっていると思うんですよ。答弁できてない、答弁不能になっていると思うんです、実態としては。それはちょっと困ります。答弁を求めます。だから、特段の効果があるということでしょう。何が効果があるということをお答えくださいってことなんです。こんなことで2問、3問、やっていることっておかしいでしょう。皆さん、もう納得しているんですか、それで。答えになってませんよ。随契ありきでね……。

伊集院議長 皆さん、納得されているわけではないんじゃないですか。

河野議員 それは、おかしいと思います。事前の説明で、そういう説明はいただいております。随契も考えてるということはいいただいております。よろしく願います。

教育子ども部長 繰り返しになるんですけども、まだ随契でやると決めたわけではございません。先ほど言いましたように、第1期工事で、第2期工事にも活用できる部分があるので、それを活用することによって、随意契約のほうが町にとって有利な部分もありますので、その点も考慮したうえで決定をしたいということでございますので、決して、今の時点でもう随意契約に決定しているということではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

私、先ほど言いましたように、その選択を、どちらにするかというのを決定した段階で、また会派を回らせていただいて、ご説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(「了解」「十分や」と呼ぶ者あり)

河野議員 今の答弁では、じゃ、もともと1期工事、2期工事と分割してやるというふうにお決めになって提案をされた段階では、そういった2期目を随意契約にするということが有利であるということがわかっていなかった、ということなんですか。2期・1期と分けられてますのでね……(「わからなかっただろう」と呼ぶ者あり)……。その辺は、先ほどの採択の部分がありますので、すいません、交付税措置、国庫補助の問題がありますので、やめておきます。

その辺はもう見通しはなかったということ、やっていく中で、そういったことがわかってきたということなんですかね。町としては、そういう段階で進めてこられたと。

教育子ども部長 当初は、この2期工事は平成28年度、来年度に実施する予定でしたので、今年度の第1期工事が12月の21日までの工期で終わりますので、全く、そこではすべて完了しているわけですので、来年度にやるとなれば、新たな契約といたしますか、新たな工事ということで、入札ということになるかと思うんですけども、前倒しすることによって利用できる部分が出てきましたので、その可能性の部分については、やはり十分検討して、町に有利な方法を取るべきではないかということになったということでございます。

以上でございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 申しわけありませんが、事前説明とか、その点をここで言われますとね、それがなくなりますよ、河野議員。本会議での議論で追及していただきますように、よろしくお願いたします。

他に質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

声をあげてください、会議規則第54条、よろしくお願いします。

戸田議員 第68号議案 一般会計補正予算(第4号)について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

第一中学校耐震補強等工事に関わり、歳入歳出予算の増額と繰越明許を設定されるものです。当初計画より工事時期を早めることにより、学校施設環境改善に関わる国庫補助金の嵩上げを3分の1から3分の2とされるものであり、この点を評価し、妥当と認めます。

学校施設の耐震化については、全国自治体に比べても大きく遅れを取っており、耐震対策の事務が一気に集中する中、工事の前倒しを判断されたことは、望ましい決断であったと考えております。同時に行われる給食配膳室については、学校安全衛生基準に基づき設置され、またセキュリティとランニングコストについては、再度、熟考を求めておきたいと思います。

仮設校舎の使用等、学校教育に大きく影響する大がかりな工事であり、引き続き現場との協議を重視して、工事中の安全に最善を尽くしていただきたいです。

契約方法につきましては、公正・透明性を確保したものであるよう、再度求めておきます。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

伊集院議長 先ほど第54条と申しましたが、第51条でありますので、すいません、議長発言の条を間違えておりました。

反対の方の討論がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 日本共産党町会議員団を代表して、平成27年度島本町一般会計補正予算(第4号)について賛成討論をします。

今回、第一中学校の耐震化2期工事について、国の補助を少しでもたくさん取れるようにと、27年度中に工事着工を目指される。そのための補正予算であること、これは評価をするところです。

現在、第1期工事が進行中で、近隣との関係もトラブルもなく、工事車両と学校関係者との作業動線も安全に配慮され、子ども達のクラブ活動も工夫を凝らして進められていると聞き及びます。いよいよ第2期工事となると、2棟目の仮設校舎も建ち、減築のための取り壊しも始まります。校庭が狭くなるため、クラブ活動にも影響が出ます。生徒の安全、取り壊し作業の騒音・振動対策等、今までにも増して取り組みが必要になります。その点を求めておきます。

また、来年度予算編成の時期でもあるので、この機会に指摘をしておきますが、中学

1年生からの35人以下学級の実施、給食を始めるにあたっての配膳に対する安全対策への取り組み、これも質疑でも求めてきましたが、この点も求めておきます。

また、契約にあたっての公平性・公明性をも求めたうえで、この案件についての賛成討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第68号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しましたので、これをもちまして、平成27年島本町議会11月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、12月14日午前10時から会議を開きます。

本日は、お疲れ様でございました。

(午後3時25分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

行政報告

第68号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算（第4号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年11月5日

島本町議会議長

署名議員（7番）

署名議員（12番）

平成27年島本町議会11月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第68号議案	平成27年度島本町一般会計補正予算（第4号）	11月5日 原案可決